

## 富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木質バイオマス資源を燃料とするストーブや住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入に係る費用の一部を補助することにより、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進及び温室効果ガス排出削減を図ることを目的として、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、又は市内に居住することが確実である者をいう。
- (2) 住宅等 住宅又は店舗等を兼用する住宅及びその敷地をいう。
- (3) 木質バイオマスストーブ 木質ペレットストーブ、薪ストーブをいう。
- (4) 二次燃焼システム 一次燃焼で燃焼しきらなかったガスを再度燃やすことで、燃焼効率を高め排煙の中の不純物を最小限に抑えるシステムをいう。
- (5) 住宅用太陽光発電システム 住宅等に設置され、太陽光により発電した余剰電力を電力会社に販売することができる機能を備えた発電システム（以下、「発電システム」という。）をいう。

### (補助事業)

第3条 この要綱における補助事業は、木質バイオマスストーブ購入補助事業及び発電システム設置補助事業とする。

### (補助対象者)

第4条 木質バイオマスストーブ購入補助事業の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 個人で設置する者においては、市民であること。事業所及び町内会その他市長が適当と認める団体が設置する場合においては、事業所の所在地及び団体等の活動拠点施設が富良野市内にあること。
  - (2) 木質バイオマスストーブの設置場所が市内であること。
  - (3) 申請年度内に、木質バイオマスストーブ設置工事に着工し、当該年度2月末までに設置する者
  - (4) 市税等（市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）を滞納していないこと。
  - (5) 設置後2年間、木質バイオマスストーブの利用状況等について、報告が確実にできること。
- 2 発電システム設置補助事業の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。
- (1) 自己が所有する住宅等に居住する者、また発電システムの設置者と設置する住宅等の所有者が別の場合は、当該所有者の承諾を得ている者
  - (2) 発電システムの設置場所が市内であること。
  - (3) 申請年度内に、発電システム設置工事に着工し、当該年度2月末までに設置する者
  - (4) 市税等（市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）を滞納していないこと。

- (5) 本補助制度により設置した発電システムを、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ることができる者
- (6) 設置後2年間、発電量等の実績について、報告が確実にできること。

(補助対象設備)

第5条 木質バイオマスストーブ購入補助事業の対象となる設備は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品（中古品は対象外とする。）であるものとする。
- (2) 設置しようとする木質バイオマスストーブが二次燃焼機能、又はこれと同等以上の機能を有するもの。（熱効率が薪ストーブで60パーセント以上、ペレットストーブで70パーセント以上の機能を有していること。）
- (3) その他市長が必要と認める要件

2 発電システム設置補助事業の対象となる設備は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 未使用品（中古品は対象外とする。）であるもの
- (2) 低圧配線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力需給契約を締結することが確実なもの
- (3) 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているか、又はこれと同等以上の性能、品質が確認されているもの
- (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- (5) 発電システムの総発電量を計測・記録できる機器が設置されているもの

(補助対象経費)

第6条 木質バイオマスストーブ購入補助事業の対象となる経費は、木質バイオマスストーブ本体の購入経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 発電システム設置補助事業の対象となる経費は、設置に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバーター・保護装置（パワーコンディショナ）
- (4) 接続箱
- (5) 直流側開閉器
- (6) 交流側開閉器
- (7) 発電量計測機器
- (8) 余剰電力販売用電力量計
- (9) 上記機器の設置工事費
- (10) その他発電システムの設置に必要な経費

(補助金の額)

第7条 木質バイオマスストーブ購入補助事業の補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以内とし、その上限額は15万円とする。

2 発電システム設置補助事業の補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 市内業者の施工により発電システムを設置する場合は、1kW あたり3万円に、第5条第2項第4号に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とし、その上限額は15万円とする。

(2) 市外業者の施工により発電システムを設置する場合は、1kW あたり2万円に、第5条第2項第4号に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とし、その上限額は10万円とする。

#### （補助金の交付申請）

第8条 富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金の補助金を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付申請書（様式第1-1号又は1-2号）に別表1に掲げる書類を添付して市長に補助金の交付を申請しなければならない。

#### （補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、補助事業者に富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

#### （補助事業の変更）

第10条 補助事業者が交付申請時に記載した次に掲げる条項を変更しようとするときは、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業変更承認申請書（様式第5-1号又は5-2号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 機種、仕様の変更

(2) 設置予定額の変更

2 市長は前項による申請があったときは、その内容を審査し、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業変更承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知すること。

3 前項により、補助金額に変更が生じる場合は、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付決定更正通知書（様式第7号）により通知すること。ただし、変更前の補助金交付決定額を上限とする。

#### （補助事業の中止）

第11条 補助事業者が補助対象設備の設置を中止しようとするときは速やかに、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業中止報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項による申請があったときは、その内容を審査し、市費補助金交付規則第8条第3号により、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業中止承認通知書（様式第9号）をもって補助金交付決定の取り消しを補助事業者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金実績報告書（様式第10-1号又は10-2号）に別表2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知等)

第13条 市長は、前条の規定による書類を受領したときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の額を確定し、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、富良野市再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付請求書(様式第12号)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき請求があった場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することとなるまでは、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けたものは、次条に規定する事項について市長に報告しなければならない。

(定期報告義務)

第16条 補助事業者は、補助金受給後2年間について、利用状況報告書(様式第13-1号又は13-2号)により別表3に掲げる事項のデータを上半期(4月から9月)及び下半期(10月から3月)ごとに提出しなければならない。

2 上半期及び下半期の途中で2年が経過した場合は、それまでのデータで報告書を作成して提出することとする。

(取得財産等の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象設備を別表4に掲げる法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は補助対象設備の適正な運用を図る上で、管理・運営に関し変更等を行う場合は、申請、又は報告するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分しようとするときは、申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取り消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 木質バイオマスストーブ又は発電システムの設置を中止したとき。
- (2) 第 15 条に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反していると市長が認めたとき。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(証拠書類の保存)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の施行に関する証拠書類は、法定耐用年数を経過するまで保存しておかなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助金交付申請の添付書類

補助事業名	交付申請時添付資料
木質バイオマスストーブ購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し</li> <li>(2) 設置機種のカatalog</li> <li>(3) 使用料等納入状況調査承諾書（様式第2号）</li> <li>(4) 誓約書</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
発電システム設置補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し</li> <li>(2) 発電システムの公称最大出力の合計値が確認できるもの</li> <li>(3) 発電システム設置に係る仕様書及び図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度及び設置方向、設置箇所、架台の高さがわかるもの）</li> <li>(4) 使用料等納入状況調査承諾書（様式第2号）</li> <li>(5) 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、住宅用太陽光発電システム設置承諾確認書（様式第3号）</li> <li>(6) 発電システムを設置しようとする住宅等の位置図</li> <li>(7) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

別表2 実績報告の添付書類

補助事業名	実績報告時添付資料
木質バイオマスストーブ購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木質バイオマスストーブ購入経費、仕様等が確認できる書類の写し（領収書等）</li> <li>(2) 木質バイオマスストーブの設置状況を示す写真</li> <li>(3) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
発電システム設置補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電システム購入経費、仕様等が確認できる書類の写し（領収書等）</li> <li>(2) 発電システムの設置完了後の状態を示す写真</li> <li>(3) 電力会社との電力受給開始を示す写し（電力受給契約書等）</li> <li>(4) 補助事業者の住民票（世帯全員のもの）</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

別表3 定期報告の内容

補助事業名	報告事項
木質バイオマスストーブ購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木質燃料消費量</li> <li>(2) 木質燃料購入価格</li> <li>(3) 木質バイオマスストーブ運転時間</li> </ul>
発電システム設置補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電量</li> <li>(2) 売電電力量</li> <li>(3) 買電電力量</li> <li>(4) 電気料金</li> </ul>

別表4 法定耐用年数

対象設備	法定耐用年数
住宅用太陽光発電システム	17年
木質バイオマスストーブ	6年